

岡山市観光パンフレットリニューアル業務委託（データ作成）企画競争実施の公示

岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱第7条第1項の規定により、次のとおり公示します。

令和8年4月28日

岡山市長 大森 雅夫

1 目的

岡山市観光パンフレットリニューアル業務を実施するにあたり、提案書の公募による企画競争を実施し、受託業者を特定する。

2 業務の概要

- (1) 委託名 岡山市観光パンフレットリニューアル業務委託（データ作成）
- (2) 業務内容 別添仕様書（案）参照のこと。
- (3) 委託期間 契約日から令和9年3月19日（金）まで
- (4) 概算予算額 6,600,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内
- (5) 支払条件 完了後払い
- (6) 契約保証金 契約保証金（契約金額の100分の10以上の額）が必要
本契約に係る契約保証の種類は、①契約保証金の納付、②銀行等の金融機関の保証、③履行保証保険による保証のいずれかとする。

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び岡山市契約規則（平成元年市規則第63号。以下「契約規則」という。）第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (2) 企画競争参加申請書の提出日から契約の相手方として決定するまでの間、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示第120号）に基づき、岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格名簿」という。）に登載され、「役務」部門の業種「製作等」業種細区分「デザイン」に登録されていること。
- (3) 企画競争参加申請書の提出日から契約までの間、岡山市指名停止基準に基づく、指名停止又は指名留保期間中でないこと。
- (4) 委託事務事業の執行の適正化に関する規程（昭和58年市訓令甲第20号）第10条第1項第1号及び第2項に定める市内業者又は市内扱い業者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。

4 日程及び期限

内容	日程・期限
仕様書（案）等の交付	公示日～令和8年5月29日（金）
仕様書（案）等に関する質問受付	令和8年5月11日（月）午後4時まで

仕様書（案）等に関する質問回答	令和8年5月14日（木）午後4時（予定）
企画提案書等の提出	令和8年5月15日（金）～ 令和8年5月29日（金）午後4時必着
ヒアリング実施	令和8年6月5日（金）（予定）
審査結果の通知	後日、通知します。

5 仕様書（案）等の交付方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他）からのダウンロードによる。

- ホームページアドレス（http://www.city.okayama.jp/category/category_00001456.html）

6 仕様書（案）等に関する質問の受付及び回答

仕様書（案）等に関する質問を受け付ける。ただし、評価基準の配点等、審査に支障をきたす質問については受け付けない。

（1）受付方法

「岡山市観光パンフレットリニューアル業務委託（データ作成）企画競争」に係る質問書(様式4号)に質問事項を記載し、電子メールにより岡山市産業観光局観光部プロモーション・MICE推進課（以下「プロモーション・MICE推進課」という。）へ送信すること。それ以外の方法では受け付けない。なお、送信後、電話（プロモーション・MICE推進課直通 086-803-1333）により、着信の確認を行うこと。

- 電子メール： promotion@city.okayama.jp

（2）回答方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他）へ掲載する。

7 企画提案書等の提出

（1）提出方法

プロモーション・MICE推進課宛に、「岡山市観光パンフレットリニューアル業務委託（データ作成）企画提案書等在中」と朱書きの上、一般書留又は簡易書留により郵送又は持参すること。

（2）提出書類

①企画競争参加申請書（様式1号）

②企画提案書（様式2号）

ア 用紙は原則としてA4版仕様とし、縦置き横書き（横綴じ）、30ページ以内（イの（ア）から（オ）まで）とすること。ただし表現の都合上、用紙及び記述の方法を一部変更することは差し支えないものとする。

イ 仕様書（案）に基づく各内容について、以下に掲げる項目に関して文章または図表等で提案すること。

（ア）本事業の取組方針について

- (イ) パンフレットのコンセプトとその提案理由について
- (ウ) 構成と割り当てページ数
- (エ) 観光情報として掲載予定のコンテンツ一覧
- (オ) モデルコース（2パターン以上）
- (カ) パンフレットの表紙及びページデザインについて
表紙、本編の中から4ページ以上、及び古代吉備の紹介部分のデザインを提案すること。
- (オ) ユニバーサルデザインへの配慮の内容について
- (カ) 業務の実施体制及びスケジュールについて
どのような体制及び人員で実施するのか体制図及び業務スケジュールを作成すること。
また、本業務の業務責任者及び業務従事者について氏名、所属、役職、職務経歴等を具体的に記載すること。
- (キ) 同等の業務の実績について
令和3年4月1日以降において観光パンフレット制作業務（データ制作のみか印刷まで含むものは問わない）を元請として契約し、完了した実績について5件以内で記載し、仕様書及び契約書の写しを提出すること。

【留意事項】

- ・提案にあたっては、委託者から写真素材等のデータ提供は行わないこととする。
- ・観光施設やイベント情報の内容については、「岡山市公式観光情報サイト おかやま観光ネット」を参照すること。

<岡山市公式観光情報サイト おかやま観光ネット>

<https://okayama-kanko.net/sightseeing/>

③経費の見積書（様式は自由）

これら全ての業務にかかる経費について、詳細な項目、内訳、金額等を全て見積もること。

(3) 提出部数 各11部

- ・社名、代表者印（岡山市に届け出た使用印）のあるもの1部（正本）
 - ・社名、代表者印のないもの10部（副本）
- ※企画競争参加申請書（様式1号）は正本1部のみで可。

(4) 注意事項

- ①連絡先（電話番号、電子メールアドレス等）を記入すること。
- ②提出する提案書は、提案者ごとに1案とする。
- ③仕様書（案）等に関する質問回答を確認のうえ、提出すること。
- ④提出期限までに提出されなかった提案書等は、いかなる理由でも特定されない。
- ⑤提案書等の提出期限後の差し替え、再提出は認めない。
- ⑥企画競争参加申請書の提出後の辞退については、参加辞退届(様式3号)を令和8年5月29日（金）午後3時までにプロモーション・MICE推進課へ持参により提出すること。提出期日以降の参加辞退届は受け付けない。

8 特定方法等

(1) 審査体制

提案のあった企画提案書等については、岡山市産業観光局事務事業委託審査委員会（以下「委員会」という。）で審査を行い、最適提案者及び次順位の提案者（次点）を特定する。

（２）審査方法

- ①委員会は、提出書類及び提案者のヒアリングにより審査を行う。
- ②委員会は、評価基準をもとに100点満点で審査し、得点により最適な提案者及び次順位の提案者（次点）を特定する。
- ③業務内容及び企画提案書に係る審査内容の各項目において、委員の審査点数の平均点が60点を下回る提案については、最適な提案者として特定しない。
- ④委員の合計審査点数の最高点が同点であった場合、業務の内容の審査点が上位の者を最適な提案者として特定する。

（３）ヒアリングの実施

発表時間は1事業者につき20分程度。詳細な日時、場所については後日通知する。

（４）評価基準

- ・別紙1「岡山市観光パンフレットリニューアル業務委託（データ作成）企画提案書等評価基準」のとおり

（５）提案者の失格

契約の締結までに提案者が、次のいずれかに該当する場合には失格とする。

- ①「3 参加資格」を満たさなくなった場合
- ②提出書類に虚偽又は不備があった場合
- ③契約の履行が困難と認められるに至った場合
- ④提案者が個別に委員会の委員と接触を持つなど審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑤提案者がヒアリングに出席しない場合（ヒアリングを実施する場合）
- ⑥見積額が概算予算額を超過している場合
- ⑦その他委員会で、本事業の遂行にふさわしくないと認められた場合

（６）特定結果の通知

最適な提案者に対しては提案書等を特定したことを書面で通知する。特定されなかった提案者へは提案書等を特定しなかったことを書面で通知する。

9 契約手続等

最適な提案者は、企画競争を実施した結果、最適な者として特定しただけであり、契約を締結するまでは契約関係を生じない。

委員会で特定された最適な提案者と協議し、企画・提案内容を反映した仕様書を調製の上、地方自治法第234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとする。

なお、最適な提案者と協議が整わない場合、又は最適な提案者が契約締結するまでの間に、失格条件に該当した場合、次順位の提案者（次点）と協議できるものとする。

10 その他留意事項

- (1) 提案書等の作成及び提出に関する費用は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は、事業受託者の審査以外には使用しない。
- (3) 特定しなかった提案書等は、原則として返却しない。返却が必要な場合は、提案時にその旨を知らせること。
- (4) 提案書等に虚偽の記載を行った場合、当該提案書等を無効とするとともに、提案者に対しては指名停止を行うことがある。
- (5) 提案書等は、岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号）の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、開示の対象となる。ただし、提案書等特定期間中は、同条例第5条第4号イの規定により、開示の対象としない。
- (6) この企画競争の概算予算額は、この業務の契約締結に係る許容（予定）価格ではない。
- (7) この企画競争において使用する言語は日本語とし、通貨及びその単位は日本国通貨及び円とする。
- (8) その他この企画競争の実施及び契約の締結については、本公示で定めるもののほか、契約規則及び岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱に定めるところによる。

【提出先・お問い合わせ先】

岡山市産業観光局観光部プロモーション・MICE推進課

担当：清水・金子・妹尾

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

電話：(086)803-1333 FAX：(086)803-1871

電子メール：promotion@city.okayama.jp